

■ 保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間	設置の手續	概要
① 指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 (例：コンテナヤード等)	1ヶ月	財務大臣の指定	<p>指定保税地域は、税関手續を簡易、迅速に処理するためにできたものです。国や地方公共団体等が所有または管理している土地や建物等の公共的な施設について、財務大臣が指定した場所をいいます。</p> <p>指定保税地域では、輸入手續が済んでいない貨物、輸出の許可を受けた貨物、わが国を通過する貨物（これらを「外国貨物」といいます）の積卸、運搬、一時蔵置（原則として1か月）ができます。</p> <p>指定保税地域は、貨物の税関手續と荷さばきのため、誰でも自由に、安く利用できることを理想とするので、貨物を長期間置くことや、特定の事業者による独占的な使用はできません。</p>
② 保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 (例：倉庫、上屋等)	2年 (延長可)	税関長の許可	<p>保税蔵置場は、取引の円滑化と中継貿易の発展を図るためにできたものです。外国貨物を置くことができる地域として、税関長が許可した場所をいいます。</p> <p>保税蔵置場では、外国貨物の積卸、蔵置（原則2年、延長可能）ができ、その間は関税等はかかりません。</p>
③ 保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 (例：造船所、製鉄所等)	2年 (延長可)	税関長の許可	<p>保税工場は、加工貿易の振興のためにできたものです。外国貨物について、関税等がかからない状態で加工、製造できる地域として税関長が許可した場所をいいます。</p> <p>保税工場の加工、製造の期間は原則として2年ですが、作業の都合により、更に期間を延長することも認められます。この期間中は、関税等がかからないので、この間に外国貨物の加工、製造を行い、製品を外国に送り出せばよいわけです。</p> <p>保税工場は、指定保税地域等と違い、国内販売のための工場の立地条件に左右されるので、港湾や空港から離れた場所に立地している場合も多くあります。</p> <p>保税工場で加工、製造している製品としては、缶詰、菓子、鋼材、電線、船舶、自動車、精密機械、土木機械、工作機械、石油製品、繊維、農薬、化学製品、フィルム等があります。</p>
④ 保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示、使用 (例：博覧会、博物館等)	税関長が必要と認める期間	税関長の許可	<p>保税展示場は、国際的な博覧会や公的機関等が行う外国商品の展示会等の運営を円滑にするためにできたものです。外国貨物について、関税等がかからない状態で展示、使用できる地域として税関長が許可した場所をいいます。</p> <p>万博会場も、保税展示場として許可を受けて運営されています。</p>
⑤ 総合保税地域 (関税法第62条の8)	②～④の総合的機能 (例：中部国際空港等)	2年 (延長可)	税関長の許可	<p>総合保税地域は、輸入の促進や対内投資事業の円滑化等の動きを背景として、各種の輸入インフラの集積メリットを助長するためにできたものです。前記②～④に掲げる保税地域が有する外国貨物の蔵置、加工、製造、展示等の各種機能を総合的に活用できる地域として、税関長が許可した場所をいいます。</p> <p>総合保税地域では、地域内において様々な機能を有する各種施設を弾力的に配置することができ、地域内の各施設の間では、手續を必要とせず外国貨物の移動ができるなど、手續の簡素化が図られます。</p>